

連合岩手「政策・制度要求と提言」（北上市）

1. 労働者施策について

- (1) 企業誘致、中小企業や地場産業の育成を図り、雇用の創設、拡大を図るとともに、雇用の安定、労働環境・労働者福祉の改善整備に努めること。
- (2) 低賃金や最低賃金引上げに向けた国の助成制度などの中小企業支援策について、地元企業に周知徹底し、給与所得の向上を図ること。
また、市内事業所に対し最低賃金の周知・徹底を図ること。
- (3) 国、県では産業振興、福祉・保健・医療等に関する各種審議会に労働者代表を参加させているので、北上市においても労働者の声を市政に反映させるため、各種審議会等に（継続して）労働者代表を参加させること。
- (4) 東北労働金庫は、県内の多くの自治体と「自治体等提携融資制度」（協調倍率制度）を創設し、労働者への低利な融資を行うことにより生活の安定と福祉向上を図っているが、融資種類の拡大や住民への周知を図ること。
- (5) 地域での人材確保（育成）に向け、地域企業と連携し、小・中・高校生への工場見学を推奨するなど、地域企業への就職の方策を検討すること。
- (6) 人材不足が深刻化する中、育児介護等様々な理由から長時間働けない人や、健康で働く意欲のある高齢者も少なくないことからプチ勤務（超短時間勤務）の環境整備を各企業や関係団体と連携し、労働力確保及び多様な人材活用の取り組みを推進すること。
- (7) 岩手労働局や労働基準監督署と連携し過重労働・長時間労働の規制強化を図ること。

2. 社会福祉、保健医療の拡充について

- (1) 生活困窮者対策については、自治体によって実施方法・内容に差があるが、学習支援事業を積極的に実施するようさらに体制を強化すること。
- (2) 子どもの貧困対策、ひとり親家庭への支援については、児童福祉担当課、教育委員会、生活困窮者対策部門、母子保健担当課等が連携して取り組むよう体制を強化すること。
- (3) 本年2月に一度実施した「子ども食堂」について、課題を整理し総括を行うと共に、実施を検討する団体等に適切な助言等を行うこと。
- (4) 市内でも児童虐待に関する痛ましい事件が発生していることから、改正児童福祉法で市町村の役割とされた子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点の整備、要保護児童対策地域協議会への児童福祉士等専門職員の配置など、子どもを守る体制を強化すること。
- (5) 介護サービスや障がい者支援サービスを必要としている人、家族が相談しやすい体制を拡充するとともに、「地域包括ケアシステム」の推進等、

適切なサービスが受けられるような体制を整備すること。

- (6) 地元で適切な医療が受けられるよう医師確保に努めること。
- (7) 人材難が叫ばれている医療・介護・保育関係職員の処遇改善、勤務環境の改善を図るため、処遇改善加算等制度の活用を事業者に周知徹底すること。

3. 教育の拡充について

- (1) 教育の機会均等を保障する観点から、大学などの高等教育を対象とした「給付型奨学金」について創設、適用条件等の拡大を図ること。
- (2) 学校配分予算について、運営に十分な予算措置を行うこと。
また、学校徴収金について、学校配分予算が少ないことにより、受益者負担分との曖昧な部分を保護者負担にさせることのないよう、機会均等や水準確保の観点からも、各学校で差がでないようにガイドライン等を示し、必要に応じて十分な予算措置を行うこと。
- (3) 教職員の長時間労働をはじめとする働き方が社会問題になっていることから、これらを是正し教育の質的向上を図ること。
- (4) いじめや貧困、虐待の問題に的確に対応するため養護教諭、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを増員すること。
- (5) 「子どもの読書活動の推進に関する法律」の趣旨に添い、小さいうちから読書に対する興味を待たせられるよう、「読書おもいで帳システム」を市内図書施設（学校図書施設含む）すべてに導入するよう環境整備をはかること。
- (6) 教育施設の耐震化を着実に進め、安心、快適に過ごすために洋式トイレの改修、エアコンの導入、バリアフリーの整備を早期に行うこと。
- (7) 次代を担う人材育成のため教育現場のI・O・T整備に取り組むこと。
- (8) 学校開放実施する小中学校では利用者の負担を最小限にとどめ、体育館、校庭を利用しやすい施設に改善すること。

4. 安心、安全のまちづくりについて

- (1) 震災復興にかかる補助金や諸制度のうち、今後も必要とされるものについて、延長を関係機関に働きかけること。
- (2) 地震や豪雨による被害が全国的に多発しているので、防災対策を一層拡充し、住民に周知すること。
- (3) 大阪府北部地震によるブロック塀倒壊で犠牲者が出たことから、公共施設等の危険個所を把握し、必要な補修・撤去を行うこと。あわせて、民間施設へは指導をすること。
- (4) 利用者の安心・安全に懸念が大きい、いわゆる「ライドシェア」は導入

しないこと。

- (5) 避難所に指定されている施設のトイレについて、災害避難時は絶対数が不足していると思われる事から、災害（断水）時に衛生的に使用できる簡易トイレ（ラップポン）を、市内各指定避難所に配備拡充すること。
- (6) 北工業団地内の交差点において右折車による渋滞が多いことから状況を確認いただき右折信号の整備等を関係機関に要請すること。
- (7) 国道4号線の南部工業団地入口交差点（トヨタ紡織入口付近）で、東西方向の信号機には右折信号がなく、時間帯によっては工業団地側から4号線への右折する交通量も多く危険なことから、状況を確認いただき右折信号の整備等を関係機関に要請すること。

5. 平等な人権を尊重する街づくりについて

- (1) 自治体職場はもとよりあらゆる職場でパワハラ、セクハラ等のハラスメントの防止、性的指向・性自認（SOGI）などの多様性を認め合う街づくりを推進すること。
- (2) 相談対応にあたる自治体職員、各種相談員、教職員、民生児童委員等に、セクハラやDV、児童虐待、LGBTや性的指向・性自認（SOGI）に関する理解を深めるための研修や最新の情報提供を行うこと。

6. 市政との連携について

市政に関して当地域協議会と定期的な協議の場を設定すること。

以 上